

訪問販売による「悪質リフォーム業者」にご注意ください

役場(千畑庁舎)住民生活課 環境班(消費者行政) ☎(84)4903 (内線2143)

最近、全国的に住宅リフォーム等に関する訪問販売で多額の契約をさせられたという相談が多発しており、大きな社会問題となっています。手口や対処法としては次のとおりです。

【1】狙われやすい人は誰か

- ① 1人暮らしの高齢者など
- ② 認知症による判断力が不十分な人など

【2】どのようなことを言うて来るのか

- ① 「床下の湿気がひどい。このままだと床が腐ってしまう。」
- ② 「柱がシロアリにやられています。急いで手当しないと家が傾きますよ。」

【3】どのように契約させられるのか

- 「今日契約してくれるなら、半額で(リフォーム工事を)やってあげますよ。まともなお金がなくともクレジットなら月1万円ぐらいの支払いで大丈夫ですから。」

【4】「なにか変だ」と思ったら大きく深呼吸をしましょう。

- ① しっかりした業者ならその場で契約を急がせたりしません。
- ② 本当に工事が必要なのか、調べてみてからでも遅くはありません。
- ③ そんなに親切な「アカの他人」はいません。

【5】人は簡単に、「断れ」と言うけれど

- ① 1人にいるときに訪ねて来られたら、「帰って」とは言いにくいものです。
- ② いい人そうで、断ると悪い。
- ③ 家が傾いたらそれこそ大変だ。
- ④ 帰ってくれと言っても、帰らなかったのが根負けした。
- ⑤ 感じのいい人だったのに、だんだん恐くなってきた。

【6】契約したけど後でよく考えたらやっぱり契約を解除したい。

- そういうときは、『クーリング・オフ』といって、契約後一定の期間内であれば、無条件で解約できる制度があります。

クーリング・オフ期間は契約書を受け取った日から、その日を含めて8日間以内です。

(マルチ商法等は20日間以内です)

ハガキでのクーリング・オフ(例)

(裏)

(裏)

(郵便番号)		
切手	××	〇〇
簡易書留	××販売株式会社御中	〇〇県〇〇市〇〇町
自分の住所		〇〇番地

右記を契約解除します	● 商品価格	● 商品名	● 担当者名	● 販売会社	● 契約・申込年日
------------	--------	-------	--------	--------	-----------

※証拠としてコピーを取り、郵便局窓口から簡易書留で出しましょう。

※困ったときは、一人で悩まず早めに相談しましょう。

- 秋田県生活センター ☎018-835-0999
- 美郷町役場住民生活課(消費者行政) ☎0187-84-4903(内線2143)
- 美郷交番(六郷) ☎0187-84-2004
- 美郷北駐在所(千畑) ☎0187-85-3110
- 美郷南駐在所(仙南) ☎0187-82-1100